

平成 25 年 9 月 6 日

長期使用の扇風機で火災が発生しています
— 使用中の古い扇風機に御注意ください —

製造から 35 年以上経過した扇風機で、今夏既に 7 件の火災事故が発生しています。長期使用により電気部品が経年劣化し、出火するおそれがあります。

古い扇風機は、異常な音や振動、においなど製品の変化に気をつけてください。異常を感じたら直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

涼しくなって扇風機を片付ける際には、製造年などを確認し、古い扇風機については買い替えをお勧めします。

1. 古い扇風機を使い続けていると危険です

(1) 本年夏季に入り、扇風機による火災事故において、製造から 35 年以上経過した製品で 7 件発生し、消費者庁に報告がありました。これらの事故の原因は、現在調査中ですが、いずれも製造事業者が、長期使用に伴い、モーター、コンデンサー、コードなど電気部品の経年劣化により火災に至るおそれがあるとして使用を中止するなどの注意を呼び掛けていた製品です。

これらは、扇風機とその周辺を焼損した事故でしたが、外出中や夜間などに出火した場合には、発見・消火が遅れ、被害が拡大するおそれがあります。

(2) 平成 22 年度以降、消費者庁が報告を受けた 62 件の扇風機による火災事故において、長期使用（15 年以上）による事故 32 件のうち、28 件が製造から 35 年以上経過した製品による事故です（「2. 扇風機による火災事故件数」参照）。

ただし、製造から 35 年以上経過した扇風機に限らず、異常な音や振動、においなど製品の変化に気をつけてください。異常を感じたら直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

(3) 学校や施設などに設置している扇風機にも御注意ください。

平成 22 年度以降、消費者庁が報告を受けた長期使用（15 年以上）の扇風機による火災事故 32 件のうち、8 件が学校、公共施設、病院、事務所等一般家庭以外で発生した火災事故です（「2. 扇風機による火災事故件数」参照）。

学校、公共施設、病院、事務所などで使用されている扇風機は、長期間使用され、日中は連続運転をしている場合が多いと考えられるため、電気部品の劣化が、一般家庭で使われている扇風機よりも一層進むことが考えられます。また、夜間には職員などが帰宅し、無人になると考えられますが、夜間に出火した場合、発見が遅れ、被害拡大につながるおそれがあります。

(4) 扇風機を使用していないときには、電源プラグをコンセントから抜いてください。
古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態と思い、そのまま放置して出火に至るおそれがあります。

【このような時は、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。】



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定。

2. 扇風機による火災事故件数

平成 22 年度以降の事故件数は次のとおり。

表. 火災事故件数

年度	事故 件数	長期使用による もの		40年以上	35年以上 40年未満	30年以上 35年未満	25年以上 30年未満	20年以上 25年未満	15年以上 20年未満	計	備考
平成25年度	16	8	一般住宅	2	2				1	5	調査中
			一般住宅 以外	3							3
平成24年度	11	3	一般住宅	1			1			2	
			一般住宅 以外			1					1
平成23年度	16	11	一般住宅	3	4					7	
			一般住宅 以外	1	1			1	1	4	
平成22年度	19	10	一般住宅	5	5					10	
			一般住宅 以外								0
			一般住宅	11	11	0	1	0	1	24	
			一般住宅 以外	4	2	0	0	1	1	8	
計	62	32		15	13	0	1	1	2	32	

※ 消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受理・公表した事故件数。

平成 25 度は、4 月 1 日から 9 月 6 日までに受理・公表した事故件数。

※ 長期使用によるもの：

・事故原因において、長期使用(15 年以上)が要因となり出火に至った事故の件数。

・調査中のものについては、製品起因が疑われるもので製造から 15 年以上経過した製品による事故の件数。


※ 一般住宅：火災現場が個人の一般住宅のもの。

一般住宅以外：火災現場が学校、公共施設、病院、事務所など使用場所が一般住宅以外のもの。

3. 製造年、標準使用期間などの確認

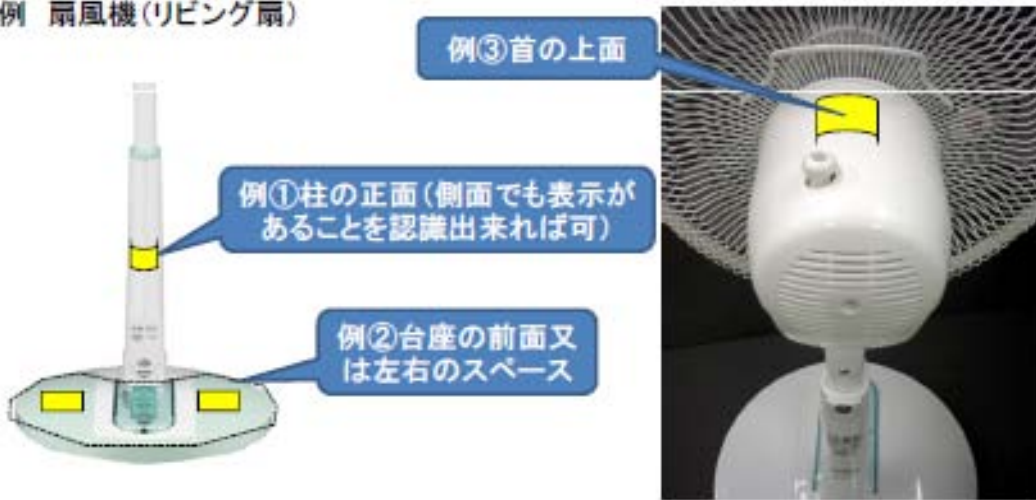
(1) 平成 21 年 4 月 1 日以降に製造された扇風機には、製造年、標準使用期間などが表示されていますので御確認ください。

【表示例】

	<p>【製造年】 20XX 年 【設計上の標準使用期間】 △△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。</p>
---	---

【表示場所の例】

例 扇風機（リビング扇）



例 扇風機（壁掛け扇）



(2) 古い扇風機の製造年については、製造事業者などに問い合わせてください。

長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先などは次のとおりです。

ブランド名	製造事業者名	URL／問合せ先
SANYO	三洋電機株式会社	http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～17:00(土日祝日・当社休日を除く) ※ 同社では、昭和 52 年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次の URL で昭和 52 年以前の販売機種か否かがチェックできます。 http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/search.html
新日本電気		<次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html
ゼネラル		株式会社富士通ゼネラル http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/

SHARP	シャープ株式会社	http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号:0120-078-178(固定電話、PHS) 0570-550-449(携帯電話) 受付時間:月曜～土曜:9:00～18:00 日曜・祝日:9:00～17:00 (年末年始を除く)
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社 (現 東芝ホームテクノ株式会社)	http://www.toshiba.co.jp/tht/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号:0120-1048-76 022-774-5402(携帯電話、PHS) 受付時間:9:00～20:00
National	松下エコシステムズ株式会社 (現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	http://panasonic.co.jp/es/peses/info/important/e-fan.html 扇風機ご使用相談窓口 電話番号:0120-880-107 受付時間:9:00～17:00(土日祝日・当社休日を除く)
HITACHI	株式会社日立製作所(現 日立ブライアンス株式会社)	http://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用家電品相談窓口 電話番号:0120-145-458(携帯電話、PHS 利用可) 受付時間:9:00～17:30(土日祝日・年末年始を除く)
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 当社広報 IR 部広報部 電話番号:0120-12-6504(携帯電話、PHS 利用可) 受付時間:9:00～17:00(土日祝日を除く) 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号:0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号:0120-490-499 受付時間:9:00～17:30(土日祝日・当社休日を除く)
森田電工 MORITA	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)	http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html 問合せ窓口 電話番号:0120-911-597 受付時間:9:00～17:00(土日祝日・当社休日を除く)

(参考)

1. 最近の長期使用の扇風機による火災事件事例

【平成 25 年度】

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300234	平成25年6月24日	平成25年7月4日	扇風機	S-40DA	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から40年以上経過した製品 平成19年9月7日から使用上の注意の呼び掛けを実施
A201300257	平成25年6月29日	平成25年7月12日	扇風機	EF-6KJ	三洋電機株式会社	火災	公共施設で当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	福岡県	製造から40年以上経過した製品 平成19年8月25日から使用中止の呼び掛けを実施
A201300289	平成25年7月9日	平成25年7月26日	扇風機	EF-6NAY	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	鹿児島県	製造から40年以上経過した製品 平成19年8月25日から使用中止の呼び掛けを実施
A201300273	平成25年7月10日	平成25年7月22日	扇風機	EF-6KJ	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から40年以上経過した製品 平成19年8月25日から使用中止の呼び掛けを実施
A201300280	平成25年7月14日	平成25年7月24日	扇風機	H-30DL	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	静岡県	製造から35年以上経過した製品 平成19年9月7日から使用の中止等の呼び掛けを実施
A201300357	平成25年8月11日	平成25年8月22日	扇風機	EF-6EZ	三洋電機株式会社	火災	病院で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	佐賀県	製造から40年以上経過した製品 平成19年8月25日から使用中止の呼び掛けを実施
A201300375	平成25年8月17日	平成25年8月28日	扇風機	PJ-305KT	シャープ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	大阪府	製造から35年以上経過した製品 平成19年9月7日から使用上の注意の呼び掛けを実施

※ 製品起因が疑われるもので製造から 35 年以上経過した製品による事件事例

【平成 24 年度】

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200209	平成24年6月3日	平成24年6月15日	扇風機	EF-6ER	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、長期使用(40年以上)によって、始動用コンデンサーの絶縁性能が低下し、内部短絡したために出火に至ったものと考えられる。	山口県	平成19年8月25日から使用中止の呼び掛けを実施
A201200441	平成24年7月20日	平成24年9月14日	扇風機	不明	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 調査の結果、当該製品の長期使用(約29年)により、モーターコイル巻線の絶縁が劣化したことで、モーターのコイル巻線間にレイヤショート(層間短絡)が生じたため、モーター部が異常発熱して、出火に至ったものと推定される。	富山県	平成19年9月7日から使用の中止等の呼び掛けを実施
A201200329	平成24年7月26日	平成24年8月6日	扇風機	PJ-403FS	シャープ株式会社	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の長期使用(約39年)により、起動用コンデンサーの絶縁性能が低下して内部短絡が生じたため、モーター巻線に過電流が流れてレイヤショートが生じ、異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	青森県	平成19年9月7日から使用上の注意の呼び掛けを実施

【最近の事故品と同機種・型式の製品外観】



S-40DA
東京芝浦電気
株式会社



EF-6KJ
三洋電機
株式会社



EF-6NAY
三洋電機
株式会社



H-30DL
東京芝浦電気
株式会社



EF-6EZ
三洋電機
株式会社



PJ-305KT
シャープ
株式会社



EF-6ER
三洋電機
株式会社



PJ-403FS
シャープ
株式会社

2. 最近の扇風機、エアコンなどには製造年、標準使用期間などが表示されています

－長期使用製品安全表示制度－

平成 21 年 4 月 1 日以降に製造された扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機（洗濯乾燥機を除く。）及びブラウン管テレビの 5 品目については、

- ・ 製造年
- ・ 設計上の標準使用期間
- ・ 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨の注意

について表示が義務付けられています。

各製品の表示場所の例は、次の URL の表示例集を参照してください。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/choukisiyou/081218/hyoujiseido081218_2.pdf

※ 設計上の標準使用期間内であっても、異常を感じたら早急に使用を中止し、販売店、製造事業者へ御連絡ください。

※ 新たにこれらの製品を購入される際に、事業者からの所有者登録等の依頼がある場合には、積極的に登録を行ってください。登録をしていただくと、製品事故などが発生し、事業者が製品の回収、無償修理などを実施する場合に、事業者からその製品の所有者に早急かつ円滑に連絡を行うことができ、事故の再発防止に役立ちます。

3. 関係機関の注意喚起

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「扇風機による事故の防止について（再注意喚起）」

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs13072502.html>

一般社団法人日本電機工業会

「長期ご使用の扇風機についてのお知らせとお願い」

<http://www.senpu-ki.jp/anzen/index.html>

本発表資料の問合せ先

消費者庁消費者安全課

担 当：河岡、大木

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290